真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会」 (以下「委員会」という。) と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、水源地域ビジョンの実施状況の把握と評価、並びに、必要に応じたビジョンの改定を行うことにより、ビジョンが着実に推進されることを目的とする。

(委員会)

- 第3条 委員は大野市長および近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長が委嘱する。
 - 2 委員は別表1のとおりとする。
 - 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
 - 4 委員会には、委員長の指名によって副委員長を1名おく。
 - 5 委員会において市民参加や各施策等の具体的な検討等が必要と認めるときは、委員会の下部組織として部会を設けることができる。
 - 6 部会に関する事項は必要に応じて別途定める。
 - 7 委員会の任期は3年とし、再任を妨げない。

(委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総務する。
 - 2 委員長は必要な都度、委員会を招集し、開催する。
 - 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長不在時には委員長の職務を代行する。

(公 開)

- 第5条 真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会は原則として公開とする。
 - 2 事務局は議事内容の概要を関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 ただし、委員長が非公開とする議題であることを認めた場合には非公開とする。

(事務局)

- 第6条 委員会の事務局は、大野市建設部建設課湧水再生対策室および国土交通省近畿地方整備局九頭 竜川ダム統合管理事務所内に置く。
 - 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の事務を行う。

(その他)

第7条 この規約の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

本規約は、平成18年2月28日から施行する。

平成24年2月23日一部改正

平成25年2月18日一部改正

「真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会」委員構成

(敬称略、順不同)

福井大学 教授 野嶋慎二 福井工業大学 教授 前田博司 大野市区長連合会 副会長 村 西 勝 雄 真名川土地改良区連合 理事長 伊 藤 久美男 大野市観光協会 会長 新井俊成 九頭竜森林組合 代表理事組合長 場 馬 功 奥越漁業協同組合 代表理事組合長 新 井 俊 成 大野市漁業協同組合 組合長 三ツ井 英 冶 大野市連合ふわわ女性の会 会長 吉 田 多輝子 大野商工会議所 事務局長 飯 田 俊市郎 公益社団法人 大野青年会議所 理事長 前田義也 NPO OASIS協会 会長 井 部 極 NPOドラゴンリバー交流会 理事長 笠 松 泰 夫 北陸電力株式会社福井支店 技術部長 柳田孫肖 電源開発株式会社九頭竜電力所 所長 近藤俊介 茂 福井市建設部 部長 谷 川 田公二 大野市教育委員会 教育長 松 福井県河川課 課長 稲 葉隆夫 下 禎 一 福井県奥越土木事務所 所長 森 福井県奥越農林総合事務所 所長 桶谷浩正 中島孝雄 近畿中国森林管理局福井森林管理署 署長 南後和寛 近畿地方整備局河川管理課 課長 近畿地方整備局福井河川国道事務所 所長 岩 下 友 也 大野市 市長 田高大 尚 九頭竜川ダム統合管理事務所 所長 下 野 公 仁

現行規約(平成 24 年 2 月 23 日)	改正(案)	改正理由
真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約	真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会 規約	
(名 称) 第1条 本会は、「真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委 員会」(以下「委員会」という)と称する。	(名 称) 第1条 本会は、「真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委 員会」(以下「委員会」という)と称する。	
(目 的) 第2条 本委員会は、水源地域ビジョンの実施状況の把握と評価、 並びに、必要に応じたビジョンの改定を行うことにより、ビ ジョンが着実に推進されることを目的とする。	(目 的) 第2条 本委員会は、水源地域ビジョンの実施状況の把握と評価、 並びに、必要に応じたビジョンの改定を行うことにより、ビ ジョンが着実に推進されることを目的とする。	
(委員会) 第3条 委員は大野市長および近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長が委嘱する。 2 委員は別表1のとおりとする。 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。 4 委員会には、委員長の指名によって副委員長を1名おく。 5 委員会において市民参加や各施策等の具体的な検討等が必要と認めるときは、委員会の下部組織として部会を設けることができる。 6 部会に関する事項は必要に応じて別途定める。 7 委員会の任期は3年とし、再任を妨げない。	(委員会) 第3条 委員は大野市長および近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所長が委嘱する。 2 委員は別表1のとおりとする。 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。 4 委員会には、委員長の指名によって副委員長を1名おく。 5 委員会において市民参加や各施策等の具体的な検討等が必要と認めるときは、委員会の下部組織として部会を設けることができる。 6 部会に関する事項は必要に応じて別途定める。 7 委員会の任期は3年とし、再任を妨げない。	
(委員長の職務) 第4条 委員長は、会務を総務する。 2 委員長は必要な都度、委員会を招集し、開催する。 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長不在時には委員長の職務を代行する。	(委員長の職務) 第4条 委員長は、会務を総務する。 2 委員長は必要な都度、委員会を招集し、開催する。 3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長不在時には委 員長の職務を代行する。	

現行規約(平成 24 年 2 月 23 日)	改正 (案)	改正理由
(公 開) 第5条 真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会は原 則として公開とする。 2 事務局は議事内容の概要を関係住民が閲覧できるよう必要 な措置を講ずるものとする。 3 ただし、委員長が非公開とする議題であることを認めた場 合には非公開とする。 (事務局) 第6条 委員会の事務局は、大野市秘書政策局行政戦略課および国 土交通省近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所内に置 く。 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の事務を行う。	(公 開) 第5条 真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会は原則として公開とする。 2 事務局は議事内容の概要を関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。 3 ただし、委員長が非公開とする議題であることを認めた場合には非公開とする。 (事務局) 第6条 委員会の事務局は、大野市建設部建設課湧水再生対策室および国土交通省近畿地方整備局九頭竜川ダム統合管理事務所内に置く。 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の事務を行う。	組織変更に伴う改正
(その他) 第7条 この規約の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則 本規約は、平成18年2月28日から施行する。 平成24年2月23日一部改正	(その他) 第7条 この規約の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。 附 則 本規約は、平成18年2月28日から施行する。 平成25年 月 日一部改正	

現行規約(平成 24 年 2 月 23 日)	改正(案)	改正理由
別表 1 「真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会」委員構成 (敬称略、順不同)	別表 1 「真名川ダム・九頭竜ダム水源地域ビジョン推進委員会」委員構成 (敬称略、順不同)	
福井大学 教授	福井大学 教授	
平成 24 年 2 月 23 日現在	平成 25 年 2 月 18 日現在	